

<b>申 請 書 類 に つ い て</b>
------------------------

※以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> <b>1 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（休業・営業時間短縮要請）支給申請書（様式1）</b> <b>&lt;静岡県飲食店等（緊急事態措置）&gt;</b> ・手書きの場合は、ペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。
<input type="checkbox"/> <b>2 誓約書&lt;静岡県飲食店等（緊急事態措置）&gt;</b> （様式2）
<b>3 飲食店の営業活動を行っていることがわかる書類</b> <div style="text-align: right;">【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可】</div> 次の(1)~(3)の書類が必要となります。
<input type="checkbox"/> <b>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写し）※下記書類のいずれか</b> ・法人、個人ともに直近の確定申告書の控え（収受印又は電子申告の受信通知のあるもの）。 法人：確定申告書別表一 個人：確定申告書第一表 （個人の場合、確定申告の義務がない方は、住民税申告書の控え） ・確定申告書等に収受印又は電子申告の受信通知がない場合 確定申告書等の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・決算時期や申告期限の延長など相当の事由により、直近の確定申告書等が提出できない場合 直近の前年度の確定申告書などの控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合 法人設立届出書や開業届の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの
<input type="checkbox"/> <b>(2) 申請者本人確認書類【全員】「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を取得（申請）済の場合は不要</b> ・運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し
<input type="checkbox"/> <b>(3) 飲食店営業許可証（食品衛生法第55条に基づく許可）（写し）</b>
<input type="checkbox"/> <b>4 通常の営業時間が分かる書類（写しで可）</b> ・店舗の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシ等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください
<input type="checkbox"/> <b>5 通常、酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かる書類（写しで可）</b> <div style="text-align: right;">【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等のみ】</div> ・店舗内の写真、メニュー表等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください
<input type="checkbox"/> <b>6 休業・営業時間短縮及び酒類・カラオケを提供しないことの状況がわかる書類（写しで可）</b> ・営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。 <u>【注意】酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で、通常、午後8時より前に営業を終了する店舗については、休業をした場合、協力金の支給条件を満たします。</u>

## 7 業種別ガイドラインを遵守していることを証明する書類

【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可】

次の(1)～(2)のいずれかを添付する必要があります。

(店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1) 「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」のステッカーや認証書を掲示している写真又は「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の申請書の写し等  
※認証制度の申請内容を県が事務局に確認することを希望する場合は、申請書の所定欄にチェックしてください。
- (2) 市町、食品衛生協会等の業界団体等が定めるステッカーや認証書等を掲示している写真又は市町、食品衛生協会等の業界団体等が定める感染拡大防止の取組チェックシート（写）

## 8 協力金を積算するための事業規模が分かる書類

次の(1)～(2)の書類が必要となります。

(店舗ごとに提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1)①もしくは②の期間の売上台帳（帳簿等）の写し
  - ①令和2年8月・9月 又は 令和元年8月・9月
  - ②令和2年8/20～9/12 又は 令和元年8/20～9/12
  - ・前年度又は前々年度から継続して店舗を営業している場合のみ
  - ・令和2年9月以降に新規開店した店舗は、開店日以降全ての売上台帳の写しが必要
- (2) 令和3年8/20～9/12の売上台帳（帳簿等）の写し  
※令和3年4月以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。

## 9 振込先口座がわかる通帳等の写し

【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可（同一口座に限る。）】

- ・振込口座は申請者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限る。

(別表1は、申請書を提出する際のチェックリストとしても御活用ください。)